

# 7 治療費支援型

【保険期間】令和2年11月1日(日)～令和3年10月31日(日)



加入対象者



「あんしん」とセットでのご加入となります

退職後も69歳まで継続できます

## 保障内容等(契約概要部分)

### ● 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

#### 支援給付金

保障内容	本人・配偶者		本人・配偶者・子ども	
	5万円		2.5万円	
<b>基本保障</b> 病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目まで2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> 【入院支援給付金】	支援給付金額 <b>5万円</b>		支援給付金額 <b>2.5万円</b>	
<b>基本保障</b> 「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> 【外来手術給付金】	手術1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>		手術1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>	
<b>基本保障</b> 「入院を伴わない」 放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> 【外来放射線治療給付金】	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>		放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>	
<b>基本保障</b> 先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> 【先進医療給付金】	先進医療の技術にかかわる費用と同額			

## 給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りです。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
		通算	
入院支援給付金	1入院について 5回	36回	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上入院で1回目、31日目まで2回目、以降入院30日ごとに1回)
外来手術給付金	手術の開始日から 60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	放射線治療の 開始日から 60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	—	2,000万円	—

- 給付金の受取人は次の通りです。  
各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.44

## 意向確認[ご加入前のご確認]

治療費支援型は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

## 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

### ◎月額保険料【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
15～20歳 (H12.5.2～H18.5.1)	512円	290円	411円	240円
21～25歳 (H7.5.2～H12.5.1)	445円	256円	585円	327円
26～30歳 (H2.5.2～H7.5.1)	454円	261円	802円	435円
31～35歳 (S60.5.2～H2.5.1)	488円	278円	898円	483円
36～40歳 (S55.5.2～S60.5.1)	594円	332円	884円	476円
41～45歳 (S50.5.2～S55.5.1)	729円	399円	860円	464円
46～50歳 (S45.5.2～S50.5.1)	942円	505円	942円	505円
51～55歳 (S40.5.2～S45.5.1)	1,217円	642円	1,062円	565円
56～60歳 (S35.5.2～S40.5.1)	1,656円	863円	1,246円	657円
61～65歳 (S30.5.2～S35.5.1)	2,231円	1,149円	1,545円	807円
66～69歳 (S26.5.2～S30.5.1)	2,583円	1,326円	1,946円	1,007円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	基本保障	
	2.5万円	
3～22歳 (H10.5.2～H30.5.1)	343円	

治療費支援型

## つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。

- 以下の様な場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。**
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
  - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
  - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなる場合があります。)
  - 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
  - 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
  - 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき
    - 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について
      - ・契約者の故意または重大な過失
      - ・その被保険者の故意または重大な過失
      - ・その被保険者の犯罪行為
      - ・その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
      - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
      - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
      - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
      - ・地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
      - ・戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

<入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.39**

## 加入取扱いに関するご注意

- 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。**

## 治療費支援型の必要性

医療費の自己負担額の増加、公的な医療制度の変化等に対応すべく、平成28年11月より、先進医療や病気やケガでの1日以上入院・入院を伴わない手術まで幅広くサポートする「**治療費支援型**」を導入しました。(令和元年11月1日時点、治療費支援型本人加入者数3,545名)

### 🏠 病気やケガで入院した場合



出典元：青森県市町村職員共済組合HP 短期給付の種類より

## 治療費支援型給付イメージ

■支援給付金額5万円の場合  
入院・治療の種類に応じた給付を行ないます

	支払事由	給付イメージ	通算限度
<b>先進医療給付特約</b>	先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	2,000万円
<b>治療支援給付特約</b> (支援給付金額5万円の場合)	外来放射線治療給付金	入院を伴わない放射線治療を受けたとき	60日の間に1回を限度 5万円 → 無制限
	外来手術給付金	入院を伴わない手術を受けたとき	60日の間に1回を限度 5万円 → 無制限
	入院支援給付金	1日以上入院をしたとき	1入院につき5回を限度 5万円 → 5万円 → 5万円 → 5万円 → 5万円 入院1日目 31日目 61日目 91日目 121日目 36回

※各給付金のお支払いに関するご注意はP27をご確認ください。  
※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。

### 先進医療とは？

- 「先進医療」とは、厚生労働大臣が認める高度の医療技術で、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関が限定されています
- 「先進医療」は、随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください
- 「先進医療」による治療のうち、一般的な治療と共通する部分の費用(診察・投薬・入院料等)は公的医療保険制度における給付対象となりますが、「先進医療」の技術に係る費用は公的医療保険制度における給付対象とならず、全額自己負担となります

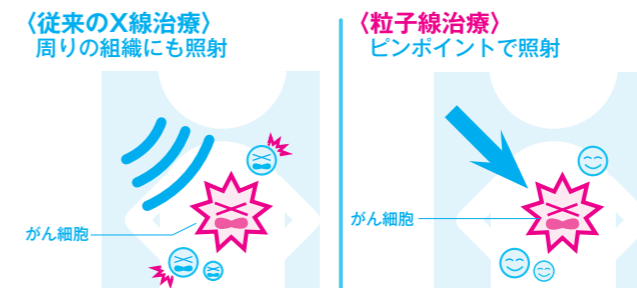
### 先進医療の例：粒子線治療

#### 粒子線治療について



技術料  
約308万円※

粒子線治療とは放射線の一種である粒子線(重粒子線・陽子線)を病巣に照射し、がん細胞を破壊する治療です。粒子線はピンポイントで照射することができるため正常組織に与える影響を抑えてがん細胞を殺傷することができます



(参考) その他の先進医療例  
**子宮腺筋症**

高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術



技術料  
約30万円※

・「重粒子線治療」には、局所性前立腺がんなど、施術の対象となる部位等により、公的医療保険制度における保険給付の対象(先進医療は非対象)となるものがあります。  
・記載の先進医療については2020年2月現在のものです。  
※出典元：厚生労働省HPより 第81回先進医療会議の開催について 令和元年6月30日時点における先進医療Aに関する費用 ※重粒子線治療と陽子線治療には一部保険導入になるものがあります。